

鷹栖町被災事業者経営継続支援金

大雨被害を受けた方は最大 100 万円の支援が受けられます

◆ 給付対象者・対象要件（すべての要件に該当）

- (1) 令和6年7月23日以前から町内事業者である者
- (2) 町内事業者が令和6年7月23日から24日にかけての大雨により被害を受けた者
- (3) 申請時において町内事業者が事業所を閉鎖若しくは町外に移転していない又は町内事業者が事業所を閉鎖若しくは町外に移転する予定がないこと。
- (4) 鷹栖町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない事業者
- (5) 鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例に規定する町税等を滞納していない事業者

◆ 支援金の額

被災により生じた損失の額 × 1/2 (千円未満切捨て) ※支援金上限額 100 万円

◆ 申請方法

鷹栖町ホームページから申請書等をダウンロードして、以下の添付資料とともに下記の申請窓口まで提出してください。

- (1) 鷹栖町被災事業者経営継続支援金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 令和6年7月23日から24日にかけての大雨により被災したことを証明する書類（り災証明書、被災証明書など）
- (3) 被災により生じた損失の額がわかる帳簿書類の写し（固定資産台帳、総勘定元帳、仕訳帳など）
※被災した資産の現状回復に要した費用を含みます。
- (4) 町税等納付状況調査同意書
- (5) 申請者名義の振込先口座情報がわかる部分の通帳の写し

◆ 申請期限

令和7年3月31日（月）まで

支援金の算出（※Aの金額にかかる千円未満は切捨て）

ア 被災により生じた損失の額	A (A×1/2) ※上限額 100 万円
円	, 0 0 0 円

※申請書提出後の審査の結果、支給できない場合がありますので、ご了承ください。

■ 相談・申請窓口

鷹栖町役場 産業振興課 商工観光係

〒071-1292

鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL : 0166-74-3582

Mail : sangyou3@town.takasu.lg.jp